

社会福祉法人

三芳町社会福祉協議会見舞金及び弔慰金支出規程

平成14年4月1日
規程 第62号

社会福祉法人

三芳町社会福祉協議会見舞金及び弔慰金支出規程（昭和61年規程第14号）の全部改正する。

（目 的）

第1条 この規程は、本会の役職員並びに社協会長が委嘱した委員に対する傷病及び災害等の見舞金並びに弔慰に関する支出について必要な事項を定めることを目的とする。

（対 象）

第2条 この規程の適用をうける者は、次のとおりとする。

- (1) 顧問
- (2) 理事及び監事
- (3) 社協会長が委嘱した委員
- (4) 事務局職員

（見舞金の基準）

第3条 傷病及び災害等の見舞並びに弔慰は次のとおりとし、金品をもってする。

- (1) 傷病及び災害により、14日以上入院又は1ヶ月以上の療養を要する場合
5,000 円
- (2) 住居が全焼・全壊又はこれに準ずる程度の被害を被った場合
10,000 円
- (3) 在職中死亡した場合
10,000 円

（特例措置）

第4条 前条の基準によりがたい特別な理由があるときは、三役会（会長・副会長常務理事）において協議のうえ決定し、理事会に報告するものとする。

（そ の 他）

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は社協会長が決める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。